

多賀町教育大綱



多賀町・多賀町教育委員会
令和3年3月

= 目 次 =

将来の多賀町の姿	1
(第6次多賀町総合計画より)	
本町教育の基本目標	1
(教育行政方針より)	
I 多賀町教育大綱の位置づけ	1
II 大綱の期間	1
III 基本理念	1
IV 基本目標	2
1 子どもの健やかな成長に向けて	2
2 学び、支えあい、生き甲斐を築く生涯学習の構築に向けて	3
V 重点的に講ずべき施策	4
1 学校教育・就学前教育	4
(1) 確かな学力を育む教育の推進	
(2) 学校・園の運営体制の改善と地域とともにある学校づくりの推進	
(3) 教職員の資質・能力の向上	
(4) 生命や人権を尊重し、他者を思いやる心の育成	
(5) 社会の一員としての自覚と規範意識の醸成	
(6) どもの安全・安心の確保	
(7) 子どもの基本的な生活習慣の確立	
(8) 施設の設立を踏まえた、バランスのとれた町全体の 就学前教育のあり方の検討	
(9) 特色ある園・学校教育の実施	
2 社会教育	7
(1) 生涯学習推進のための機能の充実と連携	
(2) 中央公民館の活用推進	
(3) あげぼのパーク多賀の活用促進	
①多様な図書館サービスの展開と読書環境の充実	
②博物館の活用推進	
③文化財や遺跡の保存と活用	
(4) 生涯スポーツの推進	
(5) 文化・芸術の振興と充実	

多賀町教育大綱

【将来の多賀の姿】

(第6次多賀町総合計画より)

「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」

【本町教育の基本目標】

(教育行政方針より)

「学校・園・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもを育み、学び、
支えあう生涯学習社会を創るとともに、未来にはばたく、心豊かで
たくましい人づくりを推進する」

I 多賀町教育大綱の位置づけ

多賀町では、令和3年度に策定した「第6次多賀町総合計画」において、「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」を将来の多賀町の姿として掲げています。

本大綱は本町がめざす将来像を実現するために、「まちづくり」は「ひとづくり」であるとの基本認識に立ち、「子育て教育熱心のまち多賀町」の具現化を図るべく定めるものです。

詳細については、各年度ごとの「教育行政方針」に記載されていますので、この大綱では多賀町教育の大要のみを記載することとします。

II 大綱の期間

令和3年度から令和7年度までの5ヶ年とします。

なお、この大綱は、その期間内であっても、必要に応じて見直すことができることとします。

III 基本理念

現代社会に共通する少子高齢化、過疎化の進行、グローバル化、情報化などの進展は、多賀町の教育にも大きな影響を及ぼしています。教育の諸施策を改善することによって、これらの課題を解決しなければなりません。

「教育は多賀町のまちづくり」であるとの考えで、多賀町の教育を改善していきます。そのため、「社会的に自立した人間の育成」「共に生きる社会の実現」「共に学ぶ教育の推進」に沿って「まちづくり」と「ひとづくり」を進めます。

なお、教育行政の推進に当たっては、政治的な中立性や教育の安定性を確保し、継続的な教育行政に努めながら、地方公共団体全体として、教育行政と一般行政とが調和のとれた事務の管理・執行を進めます。

IV 基本目標

1. 子どもの健やかな成長に向けて

本町住民が安心して働くことができ、安心して子育てできる町とするために、子育て支援を進めながら、健やかな子どもを育てる、保育・教育を推進します。

子どもたちが生きる力を身につけ、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、学校・園の連携および両小学校間の連携を重視し、教育の充実を図りながら、学力向上と情操教育の充実を目指します。

特に幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児一人ひとりの望ましい発達を促すことができる教育環境と安心して子育てができる環境整備を進めます。そして、地域の保護者のニーズに応えるとともに、地域や学校・園と連携した一貫性ある教育を推進します。

また、近年、核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化が危惧される中、全国的に家庭や地域の孤立化が懸念されています。これに伴い、家庭や地域での教育力の低下が進みつつあることから、学校・園・家庭および地域がそれぞれの役割を担い、これらがともに手を携え、子どもの健全な育成や子育て中の家庭の支援を行うこと等により、豊かな人間形成が図れるように努めます。

〔重点項目〕

- 確かな学力を育む教育の推進
- 豊かな心を育む教育の推進
- 健やかな身体を育む教育の推進
- 共に育つ保幼小中連携、小小連携の推進
- 家庭・地域と連携・協力して創造する保育・教育の推進
- ふるさと多賀を愛し、ふるさと多賀に学ぶ教育の推進
- 子育てに喜びと安心がもてる子育て支援の推進
- 安全・安心な学校園づくりの推進
- 自他の「いのち」「人権」を尊重する教育の推進
- いじめ、虐待、不登校などを起こさない教育の推進
- 子どもたち自らの夢や希望を実現する教育の推進

2. 学び、支えあい、生き甲斐を築く生涯学習の構築に向けて

「多賀に寄り、多賀で語らう、多賀を知り、多賀から学ぶ、多賀でつながり、多賀とつながる」を生涯学習の基本理念とし、生涯学習を推進します。

生涯学習では、豊かで充実した人生を送るために必要な知識を深めることをめざして、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習活動を行うことから、社会教育・学校教育・家庭教育全ての学習活動が含まれます。

さらに、個々に行なう文化・芸術・レクリエーション・スポーツ・健康推進活動・ボランティア・趣味などの活動も生涯学習の領域に含まれます。

高齢化社会が進展しつつある現在、生涯を通じて経済的・精神的・体力的に豊かで生き甲斐のある人生を過ごすことを誰もが願っています。そこで、町民の多様なニーズに応えるため、生涯学習の環境や体力づくり、生涯スポーツの振興を推進します。

また、先人が築き上げた様々な歴史と貴重な文化遺産の調査研究や保全・保護を進めるとともに、積極的な活用を図り、郷土の歴史を学ぶことによって、郷土の伝統文化を誇りに思う心を養い、郷土を愛する人づくりを目指します。

さらに、青少年の豊かな情操や基本的な生活習慣を身に付けさせ、他者への思いやりや善悪のけじめ等、自制心、倫理観を養い育て、家庭や地域の人々が共に生きがいを感じる社会教育を推進します。

〔重点項目〕

- 町民一人ひとりへの生涯を通じた学びの機会の提供
- 互いの人権を尊重しあう明るい社会づくりの推進
- 町民一人ひとりのライフスタイルに応じたスポーツの振興
- 自然・文化・人を活かした施設の充実とサービスの充実
- 公民館・博物館・図書館など社会教育施設と連携した教育の推進
- 文化財や文化遺跡の保護・保存と活用、啓発
- 地域・職場・家庭をつなぐボランティア活動、コミュニティー活動の推進
- 青少年を健全に育成することができる環境整備と社会教育の推進

V 重点的に講ずべき施策

1. 学校教育・就学前教育

子ども一人ひとりに確かな学力をつけることは、学校教育の大切な目標です。しかし、学力の定着・向上のみにとらわれ、子どもの心身の健全な育成が疎かになってはなりません。また、最近増加している特別な支援を要する子どもに対してのきめ細やかな教育を推進しなければなりません。

○教育を取り巻く人的・物的環境を充実・改善し学力の向上を図る。

○豊かな心と健やかな身体を育み、誰もが安心して学び過ごせる保育・教育を推進する。

○本町の自然、歴史・文化・人を活かした保育・教育を推進する。

学校教育・就学前教育では、以上のことを踏まえ、以下の9項目を重点的に講ずべき施策とします。

(1) 確かな学力を育む教育の推進

確かな学力の定着を図るため、基礎・基本の習得を徹底するとともに、読み解く力の育成を図ります。また、生涯にわたって学習を続けていける意欲を培い「学びに向かう力」を身につけられるよう学習習慣を定着させます。

学力定着に向けて、人的にも物的にも教育環境の充実を図り、町独自の事業を展開します。GIGA スクール構想の実現に向けて、ICT を活用した授業を円滑に展開できるよう、教育委員会と学校が連携して取り組みます。また、ICT 支援員の配置による情報教育の充実を図ります。さらに、読み解く力の育成に向けて読書活動を充実させるため引き続き司書を派遣します。小学校英語の本格導入に合わせ幼小中一貫の外国語教育となるよう小学校に1名、中学校に1名の英語指導助手を配置します。各校への臨時講師・支援員を町単独経費で配置します。また、中学生対象の土曜講座の実施については、対象となる生徒のニーズを把握し、今後さらに内容を充実させるよう努めます。

(2) 学校・園の運営体制の改善と地域とともにある学校・園づくりの推進

PDCA サイクルにのせた学校・園の評価体制を整え、常に運営を見直す機会を持つことで、直面している教育課題に適切に対応していきます。

その際、保護者・学校評議員や地域の方々からの意見をいただいたり、協力を得ながら、「地域とともにある学校・園づくり」を推進します。

(3) 教職員の資質・能力の向上

教員としての資質を向上させるために絶えず研修や研究に努め、日々授業や保育改善ができるように、研修体制の充実や研修機会を拡充します。そのため、本町独自に実施している全員研修会の内容をさらに充実させ、先進地への研修を継続実施し、視野を広めることで教員としての能力を高められるように努めます。

(4) 生命や人権を尊重し、他者を思いやる心の育成

いじめを生まない学校・園づくりをめざして、幼小中連携事業の「集団づくり委員会」を中心に教育活動全体における望ましい集団づくり、小中連携・小小連携・保幼小連携を図った取組の推進を図ります。また、豊かな心を育む道德教育の充実を図るために、町内全体で道德教育への意識を高める活動を推進します。

障がいのある子どもや支援が必要な子どもの自立と社会参加に向け、小中学校に特別支援教育支援員を配置することで、個別に支援が必要な子どもに対してきめ細やかな対応を行います。

教育専門員を引き続き配置し、就学支援委員会、いじめ不登校対策会議、通級指導審査会において専門家からの意見を聞くことで十分に審議する場とします。愛犬通級指導教室大滝校における支援を必要とする子どもたちに対する教育を充実させます。

人権教育を推進し、子ども一人ひとりの人権が尊重される教育を進め、いじめや不登校の未然防止に努めます。一人ひとりの違いを認め合い、自分を大切にするとともに、他者をも思いやり大切にすることを育成します。

(5) 社会の一員としての自覚と規範意識の醸成

教科化された道德の時間の改善・充実を図ることにより生活場面において主体的に考える子どもの育成を図ります。また、各教科の授業時間や職場体験学習など教育活動全般を通して生命の大切さや善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成します。町独自の事業として、社会の最前線で活躍する専門家や達人を招聘しての「夢先生授業」を実施し、豊かな出会いを体験する学習の機会を設定します。情報モラル教育を実施したり、SNS上でのトラブルやスマホの使い方など啓発活動を行い、情報通信機器による「いじめ」や性犯罪などの未然防止に努めます。

(6) 子どもの安全・安心の確保

学校・園は子どもたちが安心して過ごせる場所でなければならず、安全・安心に過ごせるような教育環境を整えることで、教育の効果もあがります。

学校・園内の安全管理を徹底し、学校・園安全計画に基づいた安全教育を一層充実させるとともに、登下校時などの子どもの安全確保に努めます。地震や台風、大

雪などの自然災害や火災が起こった際、さらには感染症拡大防止への対応などの子どもの安全確保や危機管理体制の充実に努め、教育活動全体を通して安全指導の徹底を図ります。保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となり安全確保の取組を推進します。

いじめ・不登校・虐待などに対する相談や支援については、学校・園における指導体制を整えるとともに、学校・園と子ども家庭応援センターなどの関係機関と密接な連携を図り、いじめ・虐待・不登校の未然防止に努めます。命の大切さについて、全ての教育活動を通じて取り組むとともに、相談体制の充実を進めます。各学校・園においては、関係機関の協力を得ながら、今後も引き続き交通安全教室などの安全教育を推進し、ヘルメットの着用等、各家庭への周知についても積極的に取り組み、家庭の協力を得て、子どもたちを交通事故から守る取組を推進します。

また、園外保育ルートの危険個所のチェックについても引き続き実施します。

(7) 子どもの基本的な生活習慣の確立

スマートフォンや携帯電話などのメディアに過剰な時間を取られ、早寝・早起きができず、朝食を抜くなど基本的な生活リズムが崩れがちな子どもが増えており、学習にも悪影響を及ぼすだけでなく、いじめや性被害を誘発することも考えられます。幼小中連携事業の「生活習慣づくり委員会」を中心に、子どもたちの心と体の健全な成長をめざして「早寝・早起き・朝ごはん」をキャッチフレーズに、メディア利用のルールなど、生活習慣の約束を設定し、保護者への啓発活動など家庭との密接な連携を保って基本的な生活習慣の確立を目指す取組を進めます。また、食事の内容や食事の仕方が、健全な心身の育成に大きく影響するため、家庭との連携の上で食育を進めます。

また、今後も青少年育成町民会議の中心的事業である『あいさつ運動』については学校・園、家庭、地域が連携し実施します。

(8) 新施設の設定を踏まえた、バランスのとれた町全体の就学前教育のあり方の検討

幼小接続カリキュラムを多賀町全体で共有し、園から学校への滑らかなつながりができるよう取組を推進します。

(仮称)久徳認定こども園開園に向け、幼稚園から認定こども園へのスムーズな移行に努めます。

(9) 特色ある園・学校教育の実施

地域とともに歩む学校・園づくりをめざし、ふるさとを愛する心を育て、自然・文化・歴史が豊かな多賀町から体験的に学ぶ教育を推進し、特色ある学校・園経営を実施します。そのために、教育環境の充実に努め、多賀町独自の取組として、多賀町

の人材や自然等を活かした体験学習「雅楽や狂言鑑賞」「たんぼのこ(農業体験)」「やまのこ(自然体験)」「チャレンジウィーク(地元企業での職業体験)」「イワナ給食」「全校ウォークラリー」などを地域と一体となって推進します。また、各教科の授業において博物館や図書館を有効活用し、学芸員による出前授業や移動図書館の利用などの取組を推進します。園では、大滝たきのみやこども園での自然保育に加え、令和5年度開園予定の(仮称)久徳認定こども園の整備をすすめるとともに、魅力ある園として保育理念について検討していきます。

2. 社会教育

本町の「あけぼのパーク多賀」は図書館・博物館・文化財センターの3つの施設を合わせ持つ複合施設で、中央公民館とともに、連携協力して多賀町社会教育の拠点として大きな役割を果たしてきました。また、社会教育だけでなく、学校教育・就学前教育にも大きな貢献をしています。

『多賀結いの森』と『あけぼのパーク多賀』の連携により、さらに充実した社会教育の事業展開を図ります。

社会教育においても本町の自然、歴史・文化を活かした教育の推進が大切にされなければならない、この意味においても、「あけぼのパーク多賀」の専門的な施設と人材を多賀の教育に活かしつつ学校・園との連携を深めた教育の取組を進めてまいります。

社会教育では、以下の7項目を重点的に講ずべき施策として取組を進めてまいります。

(1) 生涯学習推進のための機能の充実と連携

社会教育委員会の機能を充実し、第2次生涯学習推進計画を策定します。計画的かつ現状に即した人づくりとまちづくりのため、教育委員会との連携を図り、地域の課題に取り組みます。職員の意識の向上を高め、体制づくりを充実します。また、第6次総合計画を実現するため生涯学習課全体で事業の取り組みを実施します。

(2) 中央公民館の活用推進

中央公民館が住民の教養、文化、芸術の発展、コミュニティーの醸成や地場産業振興のための交流の場となるよう引き続き「町民大学」「多賀ささゆりコンサート」や新たに地域の講師と参加者を繋ぐ「ほっとエンジョイ講座」事業を実施します。今後も、地域の課題や要望を把握して、生涯学習課のまちづくり事業を推進します。住民の皆様が今まで以上に仲間作りの拠点や憩いの場として活用いただけるよう施設の運営に取り組みます。あわせて、第1次生涯学習推進計画の基本理念である「多賀に寄り、多賀で語らう、多賀を知り、多賀から学ぶ、多賀でつながり、多賀とつながる」を継承した第2次生涯学習推進計画を令和3年度に策定し、計画に基づき、活用推進を図ります。令和5年秋に完成する『(仮称)多賀結いの森公園』が誰もが集う魅力

ある公園となるよう地域とともに検討をすすめます。

(3) あけぼのパーク多賀の活用促進

① 多様な図書館サービスの展開と読書環境の充実

「くらしのなかにとしょかんを」をキャッチフレーズに、町民の生活に役立ち暮らしを豊かにするための一助を担う図書館運営に務めます。そして人々の「学び」の要求に十分に応えられる資料の整備を行い、より一層充実した図書館運営に取り組んでいきます。また、資料を生かした学びの場としても、居心地の良い空間づくりを目指します。資料と人、人と人をつなげ、町民のみなさんに安心して気軽に利用していただけるような文化的生活を支える生涯学習の拠点として、図書館活動を展開し、更なる利用促進を図っていきます。

② 博物館の活用推進

自然・歴史文化を含めたまちづくり事業に貢献していきます。「多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト」は、新たな方針を設定し、博物館を拠点とした事業展開を実施します。すばらしい地域の自然・歴史文化を郷土への誇りを醸成することに努めています。そのためには、子どもたちが地域の自然と触れ合いながら学習できる事業を開催し、子どもの自由研究を支援します。また、多賀町が誇るアケボノゾウ化石を国の天然記念物への指定に向けて、地域ぐるみで気運を高めていきます。

さらに、動物や植物を観察し、自然環境に理解を深めるための「自然観察会」等、実感・体験できる事業の企画も積極的に行い、生涯学習課内での調整と庁舎内との連携を深め、郷土に対する愛着と知識を深めるための支援をします。

博物館がもっている知識・技術等の専門性を活用させながら推進していきます。

③ 文化財や遺跡の保存と活用

整備事業等を通して文化財の保存と活用をすすめます。また、「多賀町文化財保存活用地域計画」を作成し、その計画に基づき、具体的にひとづくりやまちづくりに貢献する事業を進めます。

引き続き、国指定の「名勝胡宮神社社務所庭園」と「敏満寺石仏谷墓跡遺跡」「名勝庭園多賀大社庭園」を中心に遺跡等の整備保存を行い、観光・まちづくりに結びつく措置について取り組んでいきます。

特に多賀大社と門前町周辺の活性化や(仮称)多賀スマートインターチェンジの建設後の事業展開等についても、庁内で構成する「(仮称)文化財保存活用地域計画推進連絡会議」や地域住民や自治会、学識経験者等で構成される「(仮称)まちづくり協議会」と連携・協力しながら行います。

(4) 生涯スポーツの推進

「多賀町スポーツ推進計画」を基本に、地域住民が目的をもって継続的に『運動・スポーツ』ができる環境を整えるため、スポーツ組織のあり方検討委員会を設置し、多賀町スポーツ協会・多賀町スポーツ少年団・多賀町スポーツ推進委員・NPO 法人多賀やまびこクラブなど、生涯スポーツの組織の充実と推進を図ります。

また、子どもたちが夢と希望を持ってスポーツに打ち込むことが出来るよう各種目の競技力向上と指導者の育成など青少年のスポーツの環境を整えます。

(5) 文化・芸術の振興と充実

「多賀町第6次総合計画」や「文化財保存活用地域計画」にあるように、まちづくりや人づくりの中で、様々な課題や問題に取り組みを進めながら、文化芸術活動の振興と充実を図ります。

- ・文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図ります。
- ・薫り高い文化芸術に触れることができるよう、多彩な文化芸術の鑑賞機会を充実するとともに、創造活動等を支援し、文化芸術活動への参加を促進します。
- ・特色ある文化芸術活動を推進するため、文化芸術拠点における意欲的な活動を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図り、民間の非営利活動や文化ボランティア活動の促進を含め、多様な文化芸術活動の担い手の育成を図ります。
- ・大学や民間企業、報道機関等を含む関係機関との連携協働により地域文化を振興するとともに、文化芸術の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用し、地域の活性化を図る取組を促進します。